

令和6年6月末における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は652人で、前年同期比40人(6.5%)増加した。刑法犯少年は545人で20人(3.8%)増加、特別法犯少年は107人で21人(24.4%)増加した。

不良行為少年は5,468人で、前年同期比666人(13.9%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は24.7%で、前年同期比0.1ポイント増加した。

	非行少年								不良行為少年
	総数	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年				
6年	652	545	421	124	107	95	12	0	5,468
女子	87	75	47	28	12	10	2	0	1,156
5年	612	525	378	147	86	77	9	1	4,802
女子	145	130	82	48	14	13	1	1	1,133
増減 (%)	40 (6.5)	20 (3.8)	43 (11.4)	-23 (-15.6)	21 (24.4)	18 (23.4)	3 (33.3)	-1 (-100.0)	666 (13.9)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

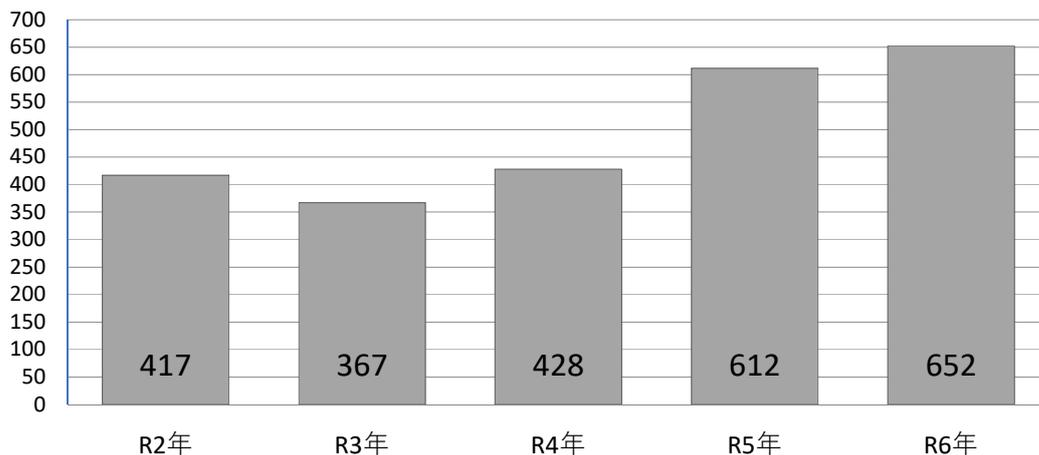
不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

過去5年間の非行少年の推移（6月末対比）

(令和2年～令和6年)
(人)



○ 不良行為少年の人員（行為別）

行為別では、喫煙が2,915人(53.3%)、深夜徘徊1,075人(19.7%)であった。

	不良行為少年						
	飲酒	喫煙	深夜徘徊	粗暴行為	不健全娯楽	その他	
6年	5,468	633	2,915	1,075	179	413	253
5年	4,802	701	2,165	1,035	215	357	329
増減	666	-68	750	40	-36	56	-76
(%)	(13.9)	(-9.7)	(34.6)	(3.9)	(-16.7)	(15.7)	(-23.1)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が278人（51.0%）で、このうち万引きが200人(71.9%)と最も多い。

	総数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち万引き					
6年	545	13	131	278	200	16	34	73
5年	525	10	132	292	206	12	12	67
増減	20	3	-1	-14	-6	4	22	6
(%)	(3.8)	(30.0)	(-0.8)	(-4.8)	(-2.9)	(33.3)	(183.3)	(9.0)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が212人（38.9%）、中学生が133人（24.4%）であった。

	総数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	545	0	443	70	133	212	28	66	36
5年	525	0	416	78	131	190	17	68	41
増減	20	0	27	-8	2	22	11	-2	-5
(%)	(3.8)		(6.5)	(-10.3)	(1.5)	(11.6)	(64.7)	(-2.9)	(-12.2)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童売春・児童ポルノ禁止法が38人（35.5%）と最も多い。

	総数							
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	その他の 特別法	
6年	107	18	38	5	0	21	0	25
5年	86	12	14	8	3	19	0	30
増減	21	6	24	-3	-3	2	0	-5
(%)	(24.4)	(50.0)	(171.4)	(-37.5)	(-100.0)	(10.5)		(-16.7)

○薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は24人で、前年同期と同数であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	24	0	12	0	1	5	6	9	3
5年	24	0	10	0	0	8	2	8	6
増減 (%)	0 (0.0)	0	2 (20.0)	0	1	-3 (-37.5)	4 (200.0)	1 (12.5)	-3 (-50.0)

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は122人で、前年同期比33人（37.1%）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	122	3	0	0	3	57	23	36
5年	89	2	1	0	2	39	42	3
増減 (%)	33 (37.1)	1 (50.0)	-1 (-100.0)	0	1 (50.0)	18 (46.2)	-19 (-45.2)	33 (1,100.0)

○福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は123人で、前年同期比32人（35.2%）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	123	3	0	0	6	45	25	44
5年	91	2	1	1	3	44	38	2
増減 (%)	32 (35.2)	1 (50.0)	-1 (-100.0)	-1 (-100.0)	3 (100.0)	1 (2.3)	-13 (-34.2)	42 (2,100.0)

○福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が75人(61.0%)、中学生が32人（26.0%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	123	1	113	4	32	75	2	6	3
5年	91	2	85	5	36	41	3	0	4
増減 (%)	32 (35.2)	-1 (-50.0)	28 (32.9)	-1 (-20.0)	-4 (-11.1)	34 (82.9)	-1 (-33.3)	6	-1 (-25.0)